

しづかわ商工会便り

Shibukawa Societies of Commerce and Industry

第35号

R6.5.1

発行所：しづかわ商工会 渋川市吹屋376 TEL 0279(23)8845 FAX 0279(23)8841 発行者 松井 等

経営革新計画のご案内

中小企業者が、経営環境の変化に対応して新しい事業を始めるなど経営の革新に取り組む場合、中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」を作成すると、経営目標が明確になり、社員と共有できるほか、県の承認を受けることにより補助制度での加点などの支援策が用意されています。

令和6年4月1日から 経営革新計画の申請が電子申請化に

【電子化のスケジュール】令和6年6月までは、現行の紙申請でも可。令和6年7月以降は、電子申請に一本化。

・電子申請には、デジタル庁のWebサイトでのGビズIDの取得が必要となります。

【経営革新計画とは】「新たな取組」を通して「経営の向上」をめざす3～8年の事業計画です。

【新たな取組とは】

- ・個々の事業者にとって「新たなもの」であれば、他社において採用されている技術・方式でも対象。ただし、業種毎の同業の事業者において、既に相当程度普及している事業活動は承認対象外です。
- ・次の①～⑥のいずれかまたは複数に該当する事業活動
 - ①新商品の開発または生産
 - ②新役務（サービス）の開発または提供
 - ③商品の新たな生産または販売方式の導入
 - ④役務の新たな提供方式の導入
 - ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
 - ⑥その他の新たな事業活動

【経営の向上とは】

事業期間	①付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率	②給与支給総額
5年計画	15%以上	7.5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
3年計画	9%以上	4.5%以上



(注) 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費、一人当たりの付加価値額＝付加価値額÷従業員数

- ◆経営革新計画の承認後は、補助金制度での加点や低利融資などの支援措置があります。
- ◆経営革新計画の申請にあたっては、事前相談を行わないと申請受付になりません。
- ◆相談先は、ビジネスサポートBASEぐんま“ココカラ”（☎027-265-5013）または群馬県産業経済部地域企業支援課経営・事業承継支援係（☎027-226-3339）にご相談ください。（右記QRコードで検索できます。）

※詳しくは、上記の相談先または商工会（☎23-8845）経営指導員にお問合せください。



令和6年分の所得税及び個人住民税の定額減税の実施

国では、令和6年度税制改正で令和6年に限っての減税措置として所得税及び住民税（市県民税）の定額減税が実施されます。給与の支払いをしている事業主の方は、令和6年6月1日以降最初に支払いする給与の所得税から差し引くこととなりますので、ご確認いただければと思います。

区分	所得税	個人住民税
対象者	令和6年分所得税納税者	所得割の納税義務者（均等割等は対象外）
対象範囲	合計所得金額 1,805万円以下	合計所得金額 1,805万円以下
減税額	1人につき 30,000円	1人につき 10,000円
減税方法	令和6年6月1日以後最初の給与から差引	令和6年度の個人住民税から
控除時期	①給与所得者 6月1日以後最初の給与分から ・令和5年12月以前の未払給与の支払い対象外 ・扶養も6月1日時点 以後の変動は年末調整 ・6月2日以降新規採用者は、年末調整で措置 ②事業者 確定申告で減税	市町村が、減税措置後の納税額を通知する ①給与所得者で、事業所が給与で差し引いている方は 令和6年7月分から（特別徴収の場合） ②年4回で納付している方は、第1期分から（普通徴収の場合）

※詳しくは、所得税に関し国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>) (右記QRコードから検索) または給与支払者向け所得税定額減税コールセンター (☎0570-02-4562)、個人住民税は、渋川市税務課 (☎22-2113) でご確認ください。また、商工会 (☎23-8845) にお問合せください。



創業に係る各種支援

国・群馬県・渋川市では、創業を考えている方への経営計画の策定セミナーから創業する方や創業後一定年数を経過した方などを資金面や経営強化への支援策を提供しています。

【創業を考えている方】県・商工会・商工会議所が実施する「創業塾」(修了者には、修了書が発行され、「産業競争力強化法」に基づく認定市町村に申請することで、証明書の交付が受けられます。)

【創業及び開業資金】日本政策金融公庫・群馬県などの融資制度

【補助金】しぶかわde創業チャレンジ補助金、小規模事業者持続化補助金(創業枠)

【税制措置】法人登記における登録免許税の軽減措置

資金・補助金・税制における優遇措置には、「産業競争力強化法」に基づく認定市町村の証明書が必要です。

※詳しくは、経済産業省スタートアップ創出推進室 (☎03-3501-1569)・群馬県未来投資・デジタル産業課 (☎027-226-3336)・渋川市産業政策課 (☎22-2596) または商工会 (☎23-8845) にお問い合わせください。

事業承継に係る各種支援

事業を贈与・相続で後継者に譲る際、経営資源を円滑に承継し事業の継続性を図るために、税制・資金などの支援措置が講じられています。

【事業承継税制】

1. 法人版事業承継税制には、一般措置と特例措置があり特例措置の事前計画策定は、令和8年3月31日まで、適用期限は令和9年12月31日までの2年延長されました。

2. 個人版事業承継税制は、事前計画策定の提出が令和8年3月31日まで、承継が令和9年12月31日までが対象となる。

【金融支援措置】

事業承継に伴い資金ニーズが生じている中小企業者及びその代表者等が、県知事の認定を受けた場合は、信用保険法の特例(信用保証枠の拡大)及び日本政策金融公庫の特例(低利融資)を受けることができます。

【所在不明株主に関する会社法の特例】

非上場の中小企業者のうち、事業承継ニーズの高い株式会社に関し、県知事の認定を受けることと一定の手続き保証を前提に、所在不明株主からの株買取等の手続きに必要な期間を「5年」から「1年」に短縮する特例制度が受けられる。

【遺留分に関する民法の特例】

一定の要件を満たす後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続きを経ることを前提に、生前贈与株式の遺留分除外等を行うことができる。

※詳しくは、群馬県地域企業支援課経営・事業承継支援係 (☎027-226-3339) または群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp/page/10106.html>) でご確認ください。また、商工会 (☎23-8845) 経営指導員にお問合せください。



八重ざくら祭りで六斎市を開催 女性部も出店

今年は、3月の寒の戻りで桜の開花が心配されましたが、4月に入り温暖な気候から桜が見事に満開の4月21日(日)白井宿での八重ざくら祭りを迎えることができました。武者行列や山車が披露されるなどと共に、商工会子持支部では、古来から伝わる六斎市を復活させ地域内外の事業者が参加したフリーマーケットや抽選会を実施しました。

また、女性部では焼きまんじゅうの販売を行い来場されたお客様



に好評で完売することができました。出店者の取りまとめやブース配置など行い、自らの抽選ブースを設けると共に女性部の参加を得て多くの来場者に楽しんでいただき八重ざくら祭りの盛り上げに貢献されました。

女性部 通常総会開催

4月23日(火)にヘルシーパル赤城で、令和6年度の女性部通常総会が開催されました。議案案件5件は、すべて原案通り可決承認されました。令和6年度は、役員の改選年度に当たり、引き続き3年間部長として飯野晶子さんが就任することになりました。本年度の事業として研修や講習会などが、計画されていますので、部員の皆様は是非ご参加いただきたいと思ひます。



小規模事業者経営改善貸付資金（略称：マル経）

商工会などの経営指導を受けている小規模事業者などの商工業者が、経営改善のために必要な資金を無担保・無保証で申し込める制度です。

- 【通常枠】・融資限度額** 2,000万円
 ・**融資期間** 運転資金7年以内（うち据置1年以内）、設備資金10年以内（2年以内）
 ・**利率(年)** 1.25%（令和6年4月1日現在）

また、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1ヶ月の売上または6ヶ月の平均売上が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している場合は、別枠として次の資金があります。

- ・**融資限度額** 通常枠+別枠1,000万円
 ・**融資期間** 運転、設備10年以内（据置期間 運転3年以内、設備4年以内）
 ・**利率(年)** 融資後3年間 1.25%-0.5%（別枠 1,000万円以内）
 4年目以降 1.25%（別枠 1,000万円以内）（利率は、令和6年4月1日現在）

※ご利用を検討される方は、商工会（☎23-8845）経営指導員にお問合せください。

【渋川市展示会等出展支援補助金】 渋川市では、製品の製造等を行っている市内の中小事業者が、販路開拓のために国内外の展示会等に出展する経費の一部を補助しています。

- ◆**補助対象者** 市内に本社または事業所が所在し、1年以上の事業実績を有する中小企業製造業者。かつ、渋川市暴力団排除条例の規定に該当せず、市税を滞納していないこと。
 ◆**申込期限** 令和6年4月1日から先着順で受付（予算額に達し次第終了）
 ◆**補助額** 補助対象経費の2分の1 上限20万円（千円未満切り捨て）
 ◆**補助対象経費** 主催者に直接支払う経費のうち以下のもの
 ①小間料及びブース賃借料 ②出展負担金 ③展示装飾費
 ◆**補助対象事業** 国内外の展示会等に事業者自ら出展事業。
 ただし、国・地方公共団体・公益法人等から補助金を受けている事業や広く一般に公開されないもの、販売を主目的とするもの、品評会等を主旨とした催事は対象外です。

※詳しくは、渋川市産業政策課産業立地推進室（☎22-2596）または商工会（☎23-8845）にお問合せください。

渋川市ホームページ（<https://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/sankyoku/kougyou/index.html>）で検索もできます。

【先端設備等導入計画による支援】 中小企業者の生産性向上に向けた取組を促進するため、渋川市の先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を固定資産税の減免等の支援措置を行う制度です。

- ◆**適用期間** 令和7年3月31日まで ◆**計画期間** 計画認定より3年間・4年間・5年間
 ◆**労働生産性** 基準期間において、直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること
 ◆**先端設備** 機械装置・測定工具及び検査工具・器具備品・建物附属設備・ソフトウェア
 ※減価償却資産として課税されるもの、中古資産でないこと等
 ◆**特例措置** 固定資産税の課税標準を3年間、2分の1に軽減

※詳しくは、渋川市産業政策課産業立地推進室（☎22-2596）または商工会（☎23-8845）にお問合せください。

渋川市ホームページ（<https://www.city.shibukawa.lg.jp/sangyou/sankyoku/kougyou/index.html>）で検索もできます。

企業における事業活動リスク対応に 商工会のビジネス総合保険を！

商工会では、全国商工会連合会と保険会社4社と提携した、企業の賠償責任等の補償に対応する保険を提供しています。

- ①**保険内容**：製造物責任賠償（PL）、リコールによる賠償、施設、業務遂行、管理財物に対する補償など総合的に補償（補償内容等は、引受保険会社により異なります。）
 ②**業種に応じた細やかな補償に加え、リコール特約、情報漏えい補償など様々な補償があります**
 ③**商工会のスケールメリットを生かした割安な保険料となっています（会員割引率は、保険会社で異なります。）**

国の労働災害保険補償にプラスして 商工会の業務災害保険を！

（業務災害保険は、建設業の経営事項審査の法定外労災保険項目で加点となります）

- 制度の特徴** ①**労災事故に係る幅広い補償** 従業員の業務中のケガに対する補償（死亡・後遺障害）に加えて労働災害における事業者側の賠償責任も補償
 ②**労災保険支給と関係なく支払** ケガに対する定額補償は、政府所管の労働災害保険の認定に係らず保険金を受け取れる
 ③**契約は補償対象者無記名式**

- 上記2保険制度の引受保険会社 ①東京海上日動火災保険（株） ②損害保険ジャパン（株）
 ③三井住友海上火災保険（株） ④あいおいニッセイ同和損害保険（株）

いずれも詳しくは、上記のお取引保険会社にお問合せください。また、商工会（☎23-8845）では取次ぎを行っていますのでご連絡ください。

商工会会費前期分の口座振替のお知らせ

会費前期分（4月～9月分）を6月17日（月）に口座振替をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

《日々の売上や経費の記帳に努めましょう》

売上や経費を帳簿に記帳することは、税務申告上重要であることは勿論、経営の実態把握にも役立ち今後の持続的発展に向けた行動計画の策定に活用することができます。また、税務上記帳は白色・青色に関係なく義務付けられており、特に青色申告者は、青色承認申請時に記帳方法として複式簿記（現金出納帳・売掛帳・買掛帳・経費帳など）と現金主義のいずれかを選択し承認され、7年間保存することが義務付けられています。また、場合により簡易な記帳も認められていますので記帳に努めましょう。

商工会の有料の経理処理（記帳機械化という。）を利用されている会員さんは、現金出納帳・振替帳を毎月提出して頂くのがよいのですが、2ヶ月に1度くらいの提出でお願いできればと思いますのでご協力ください。

商工会では、決算処理をスムーズに行うために、決算に向けた月別集計表を提供していますので、是非ご活用いただければと思います。また、記帳や税務関係のご相談はお気軽にお問合せください。

本所・子持支所 ☎23-8845 北橋支所 ☎52-3007 赤城支所 ☎56-3223 伊香保支所 ☎72-3588

会議・セミナー等の行事予定等（令和6年4月20日現在）

- 令和6年5月10日（金） 理事会
 5月17日（金） 青年部総会
 5月28日（火） 令和6年度通常総代会
 5月30日（木） 定額減税講習会

新会員のご紹介（令和6年2月～令和6年3月） 理事会承認（順不同・敬称略） 会会員数 901名（令和6年3月21日現在）

事業所名	代表者名	住所	TEL	業種／部会
IIDUKA SIGN	飯塚 努	渋川市北牧1689-4	0279-53-4174	看板製作取付業等／工業部会
佐藤アルミ	佐藤 哲司	渋川市横堀965-1	0279-53-2660	建具取付業／工業部会
大澤組	大澤 秀敏	渋川市有馬921	0279-26-7380	鷹土工業／工業部会
(株) サンエス渋川	埴田 紀房	渋川市白井921	0279-22-2709	集積回路製造業／工業部会

- 【職員の異動】
- 令和6年3月31日付 経営指導員 戸丸 進也 解職（4月1日付 沼田東部商工会）
 記帳指導員 宮崎 貴子 任期満了により退職
- 令和6年4月1日付 再雇用経営指導員 北山 優 大泉町商工会より（子持担当）
 記帳指導員 田子 紀枝 新規採用（北橋担当）
- しぶかわ商工会内担当替え 令和6年4月1日付 経営指導員 綿貫 文明 子持担当から北橋担当へ

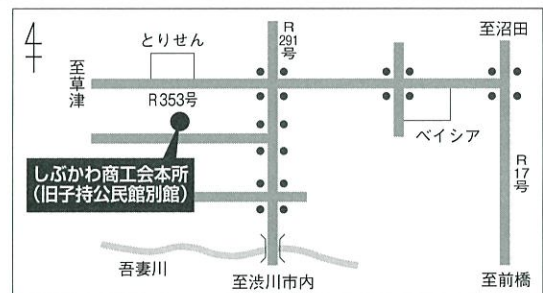
しぶかわ
商工会



商工会ホームページQR

本所 〒377-0203 渋川市吹屋376 TEL 0279-23-8845 FAX 0279-23-8841
 URL <http://shibu-s.org> e-mail shibukawa@shibu-s.org

- 子持支所 〒377-0203 渋川市吹屋376
 TEL 0279-23-8845 FAX 0279-23-8841
- 北橋支所 〒377-0062 渋川市北橋町真壁2345-1
 TEL 0279-52-3007 FAX 0279-52-4103
- 赤城支所 〒379-1104 渋川市赤城町敷島568-1
 TEL 0279-56-3223 FAX 0279-56-3975
- 伊香保支所 〒377-0102 渋川市伊香保町伊香保136-9
 TEL 0279-72-3588 FAX 0279-72-3590



商工会では新規会員を募集しています

地域の小規模事業者や中小企業者の持続的発展のための支援をしています。

資金繰り、経理税務、経営改善、補助金申請、販路開拓、事業承継、起業などお気軽にご相談ください。

お近くで未加入の事業所をご存知でしたらご紹介ください。